

南海トラフ巨大地震に伴う津波が来たら！

～官民関係72機関（傘下機関約380社）で初動合同指針を合意～

関門港長

南海トラフ巨大地震とは？

※ 内閣府「南海トラフ巨大地震モデル検討会」二次報告（H24.8）より

- ▶ 南海トラフ巨大地震とは、駿河湾から日向灘までの地域に及ぶ広域を震源とする海溝型地震です。
- ▶ 千年に一度の地震（M9級）で経済的被害は最悪約220兆円、30都府県で最大約32万人が死亡と想定されています。
- ▶ 北九州及び山口県西部においても最大震度5強の揺れと高さ約4mの津波の襲来が想定されています。
※ 津波の高さ：TP（東京湾平均水面）からの高さ

各地の津波の高さは？

北九州市：4m
下関市：4m

光市：5m

八幡浜市：11m

大分市：9m

佐伯市：15m

土佐清水市：34m

南宇和郡愛南町：17m

（津波高） ← 低 / 高 →

※ 津波高は満潮位、地殻変動考慮

関門海峡は危険な状態に！

（社）西部海難防止協会「関門港における船舶の地震津波対策に関する調査研究委員会報告書」（H25.3）より

- ◇ 津波による最大水位上昇：関門港長府区1.84m（満潮位からの高さ）、早鞆瀬戸1.4m（同）
- ◇ 津波による水流：関門港早鞆瀬戸8.69ノット（引き波）、同大瀬戸地区5.22ノット（押し波）
※ 水流については、最大水流で、潮流の影響は加味していません。

関係者のご意見等を参考に検討した結果、船舶航行の安全を確保するため

関門港の航行制限

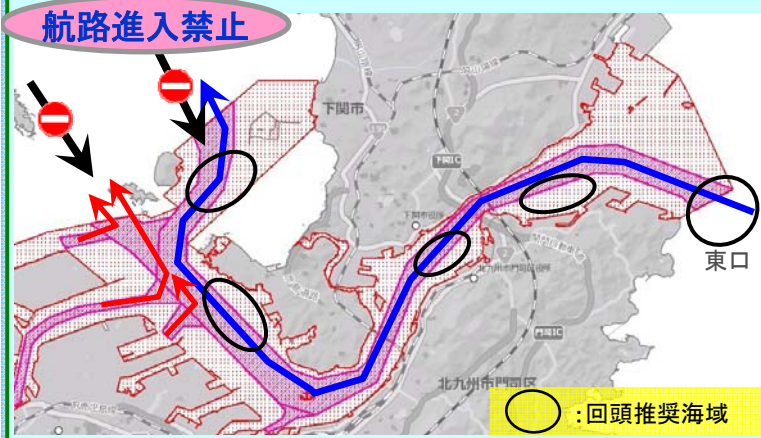
～南海トラフ巨大地震による津波が発生した場合は～

- ◇ 関門航路については、東向き航行を制限します。（西向け一方通航）
- ◇ 関門港東部海域については、一定時間後に航行禁止とします。
- ◇ その他

詳細裏面

関門航路・関門第二航路の東口向けの航行禁止(西向け一方通航)

関門航路西側向けの一方通航に制限



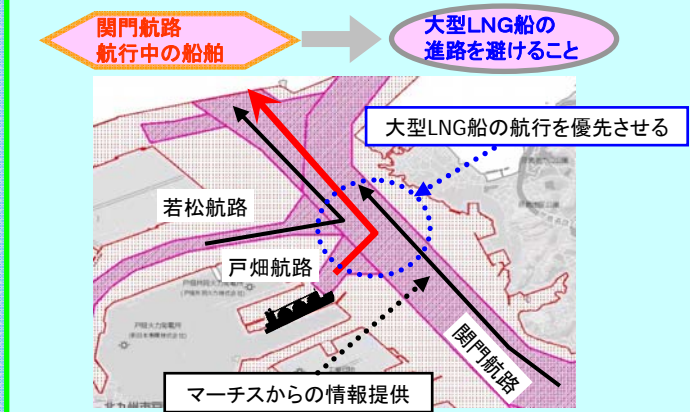
※ すでに関門航路又は関門第二航路を関門港東口向け航行中の船舶は、門司区、田野浦区、西山区又は六連島区において航路外へ退去し、再入航して、関門航路西口から出域してください。ただし、自船の船型、運動性能及び、喫水等の関係から航路外に退去できない船舶を除きます。

戸畑航路を出航する大型LNG船の優先航行

関門港を出域する際の航路の指定

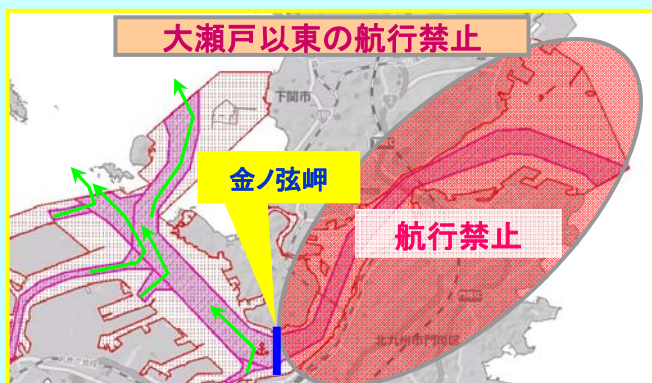
戸畑航路出航の大型LNG船の優先出航

関門港を出域する際の航路の指定



彦島南端(金ノ弦岬)以東の関門港内の航行禁止(後2時間30分後～)

地震発生から2時間30分後の時刻以降、
金ノ弦岬(彦島最南端部)から180度に
引いた線以東の関門港内の航行禁止



お問い合わせ先
門司海上保安部
航行安全課
電話093-321-0398
H.P. <http://www.kaiho.mlit.go.jp/07kanku/moji/>

